

利用児童が6年生まで拡大
平成27年度放課後児童クラブ
利用申込の受付を開始します

仙北市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に活動を行う放課後児童クラブを開設しています。

利用を希望される方は、次の要領等をご確認の上、申込期限まで書類を提出してください。

- 対象児童／労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童
- ※平成27年度より利用児童が6年生まで拡大されます。
- 利用期間／平成27年4月1日～平成28年3月31日（1年毎の申込）

●利用場所

名称	開設場所
かくのだて児童クラブ	角館児童館内
かしわっこクラブ	白岩小学校内
白樺児童会	生保内小学校内
ポプラ学園	神代小学校内
マロンクラブ	西明寺小学校内
ひのきっこクラブ	松木内小学校内

申込み

- 利用日時
○月曜日から金曜日の登校日：放課後18時30分
- 春季・夏季・秋季・冬季の長期休業期間、平日の振替休業日
- 第1・第3土曜日：7時30分～18時30分（昼食を持参）
- 休業日／土曜日（第2・第4・第5）、日曜日、国民の祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日
- 利用料／月額4000円（保険料、おやつ代含む）
- ※口座振替が利用できません。
- 帰宅方法／原則、保護者等に迎えにきていただきます。
- 申込方法／利用申請書に記入し、必要書類を添付の上、子育て推進課（西木庁舎・地域センター窓口（角館庁舎・田沢湖庁舎）、各出張所または各放課後児童クラブ（14時半頃から職員がいます）へ提出してください。用紙は各施設に置いてあります。
- 申込期限／2月27日（金）
- 問合せ／子育て推進課（西木庁舎） ☎（43）2280

01

市立角館総合病院職員（看護師・助産師）
平成27年度職員募集

市立角館総合病院では、平成27年度の病院職員（看護師・助産師）を募集します。

- 募集職種
○看護師：若干名。平成27年3月卒業見込みの学生で、看護師免許取得見込みの者
- 助産師：若干名。平成27年3月卒業見込みの学生で、助産師免許取得見込みの者
- 採用試験／日程を調整の上、随時に実施します。
- 試験会場：市立角館総合病院会議室



- 試験内容：専門科目試験、作文試験、面接試験
- 経験者について／看護師・助産師のほか、薬剤師も募集しています。詳しくはお問い合わせください。
- 申込・問合せ／市立角館総合病院 総務管理課（角館町上野） ☎（54）2111
- ※募集の詳細については当院ホームページにも掲載しています。
<http://kakunodate-hp.com/>

仙北市放課後児童クラブ指導員の募集

- 業務内容／放課後児童クラブ利用児童の世話、生活全般の指導に従事します。
- 募集人数／若干名
- 募集要件／高卒以上
- 雇用期間／平成27年4月1日～平成27年9月30日（契約更新の可能性あり）

- 募集期間／募集人員に達するまで
- 申込方法／ハローワークからの紹介状と履歴書を子育て推進課へご持参ください。
- 選考方法／面接にて選考
- 問合せ／子育て推進課（西木庁舎） ☎（43）2280

03

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます
軽自動車税が課税されている車両の確認をお願いします

譲渡や廃棄をして車両が手元がないのに課税されたままになっているバイクや軽自動車等はありませんか？

●車両を譲渡した場合、または所有者が死亡した場合は、名義変更等の手続きをしないと前所有者や亡くなった方に軽自動車税が課税され続けます。

●車両を廃棄した場合は、廃棄の手続きをしないと軽自動車税が課税され続けます。

該当する車両がある場合は4月

04

- 総務課 ☎ 43-1111
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 松木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1147
- 上松木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

●廃車や名義変更の手続きは車種により申告・申請先が異なります。

車種	申告・申請場所
原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕・その他）	税務課（田沢湖庁舎）、角館・西木地域センター、各出張所 《手続きに必要なもの》 ○名義変更の場合：納税義務者と届出者の印鑑 ○廃車の場合：ナンバープレート、納税義務者と届出者の印鑑 ※申告、申請用紙は申請場所の窓口にあります。また、仙北市ホームページからダウンロードできます。 《問合せ》 ☎ 税務課 43-1117
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会秋田県事務所 ☎ 050-3816-1834（秋田市寺内字三千刈 463-3） または 角館地区自家用自動車協会 ☎ 53-2209（仙北市角館町上菅沢 194）
125ccを超え250ccまでのオートバイまたは250ccを超える二輪の小型自動車	東北運輸局秋田運輸支局登録部門 ☎ 050-5540-2012（秋田市泉字登木 74-3） または 角館地区自家用自動車協会 ☎ 53-2209（仙北市角館町上菅沢 194）

仙北市まちづくり市民アンケート調査にご協力をお願いします

平成17年9月に仙北市が誕生し、今年で10年という大きな節目を迎えます。この間、仙北市を取り巻く社会情勢、国県の動向などは、目まぐるしく変化し、第2次総合計画では、これまでの政策の方向性や具体的な施策の検証を踏まえ、将来を見据えて時代の変化に対応すべき新たなビジョンを示す必要があります。現在策定作業を進めています。

この計画に広く市民の皆さまの

1日（函）までに名義変更・廃車の手続きをお願いします。（申請場所は左上の表でご確認ください。）

農耕○○○○（4ケタの数字）の小型特殊自動車（農耕作業用）については、農耕作業用には標識が交付されていません。該当車両についてご確認いただき、譲渡や廃棄をして車両が手元がない場合は、名義変更または廃車の手続きをお願いします。

なお、現在も該当車両を所有している場合は課税標識として仙北市ナンバーの標識を交付しますので、市役所各窓口で手続きをお願いします。

●問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎（43）1117

05

ご意見、ご要望を反映するため、無作為抽出による18歳以上2500人を対象とした市民アンケート調査を行います。

調査対象者には2月上旬に調査票を発送します。市の将来を定める大事なアンケート調査ですので、趣旨をご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

●問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎（43）1112

仙北市景観計画(素案)に関する市民説明会とパブリックコメント(意見公募)を行います

平成16年に景観法が制定され、仙北市は平成21年に景観行政団体となりました。これにより、景観法に基づく景観計画や景観条例を制定することで、仙北市独自の景観施策を実施できるようになりました。

このたび、景観計画策定委員会(委員長・北原啓司弘前大学教授)で検討を行い、計画素案を作成しました。そこで、市民の皆さまへ計画素案の説明とご意見をお伺いするための市民説明会を開催するとともにパブリックコメント(意見公募)を実施します。

《市民説明会》

●日程

- ◎2月9日(日) 田沢湖総合開発センター
- ◎2月10日(月) 角館交流センター
- ◎2月12日(水) 西木総合開発センター
- ※開催時間はいずれの会場も18時から
- ※説明会はいずれの会場でも参加できます。

《パブリックコメント(意見公募)》

- 意見の募集期間/2月9日(日)～23日(月)
- 公表する資料/仙北市景観計画

交通災害・不慮の災害共済

平成27年度の加入手続きについて

交通災害共済『年額4000円』

- ◎交通災害は、通院と入院のどちらも共済金の対象です。
- ◎平成27年度の新入学児童(小学生1年生)の交通災害共済掛金は1年に限り無料です。(手続き不要)
- ◎共済金の請求については、自動車安全運転センター発行の事故証明書(事故の際、警察へ届け出ないと発行にならない書類です。)が必要となります。この証明書がない場合は、共済金が5割減額となります。
- ◎不慮の災害共済『年額6000円』
- ◎不慮の災害は、入院が共済金の対象です。(通院は対象外です。)
- ◎病気が原因の場合は対象になりません。

- 加入受付期間および共済期間/①2月1日から3月31日までに加入手続きをされた方は、4月1日から平成28年3月31日まで



06

- (素案)、仙北市景観計画(素案) および仙北市景観条例(素案)の概要
- 資料の公表場所/各地域センター、都市整備課、各出張所、仙北市ホームページに掲載
- 意見の募集対象者/
- ◎仙北市内に住所を有する方
- ◎仙北市内に勤務、在学する方
- ◎仙北市内に事務所や事業所を有する個人、法人、その他の団体
- 意見の提出方法/所定の意見書様式により、住所、氏名、電話番号、ご意見のあるページ番号などを明記の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。(持参の場合は、市役所各庁舎、出張所へ提出してください。)
- ※意見書様式は市役所各庁舎、出張所、ホームページに備え付けています。
- 提出期限/いずれの場合も2月23日(月) 17時まで(郵送の場合は、当日消印有効)
- 意見の取扱い/計画の審議機関



08

- ②4月1日以降に加入手続きをされた方は、加入手続きをした日の翌日から平成28年3月31日まで
- 加入申込方法/別折込パンフレットをご覧ください。次の加入受付窓口で加入される方の氏名、住所、加入する共済名(交通災害、不慮の災害)をお伝えください。
- 加入受付窓口(平日のみ)/
- ◎生活環境課(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所
- ◎次の金融機関窓口でも加入の受付を行っています。別折込パンフレットの加入申込書に必要事項を明記の上、人数分の掛金を添えて金融機関窓口へご持参ください。なお、加入申込取扱期間は、2月1日から7月31日です。
- 派出窓口を除き、県内に所在する全ての店舗で加入できます。
- 秋田銀行 ■北都銀行 ■羽後信用金庫 ■ゆうちょ銀行 ■たは郵便局 ■秋田おぼこ農業協同組合
- 問合せ/生活環境課(角館庁舎) ☎(43) 33008

就学援助制度のお知らせ

仙北市教育委員会では、経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

- 援助を受けることができる方/
- ①生活保護を受けている方
- ②生計を一にする世帯員全員を対象とした申請年度の前年中の収入と保護基準額を比較した結果が、生活保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認定した方
- ③家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると教育委員会が認定した方
- ④東日本大震災で被災し仙北市に避難

で公開し、策定に向けた議論に活用させていただきます。なお、提出いただいたご意見に対して、個別の回答は行いません。また、原稿は返却しませんのであらかじめご了承ください。

●提出・問合せ先/

〒014-0592

仙北市西木町上荒井字古堀田47

建設部都市整備課(西木庁舎)

☎(43) 2295 FAX(47) 2166

E-mail toshi@city.semboku.akita.jp

07

- 援助の内容/学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用品費、修学旅行費、給食費、医療費(学校から治療の指示を受けた学校保健安全法で定める疾病の費用)です。
- 申請方法/申請書類は教育委員会、各小・中学校、各地域センター・出張所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。家庭の状況等を伺うため面談を行いますので教育委員会教育指導課までご連絡ください。なお、現在すでに認定されている方には後日個別に申請書類をお送りします。
- 問合せ/教育指導課(角館庁舎) ☎(43) 33082

仙北市育英奨学資金 奨学生募集のお知らせ

この奨学資金は、仙北市の将来を担う学生・生徒の向学の志を支援することによって有為な人材の育成を図るための制度です。



09

- 応募資格/次のいずれにも該当する方
- ◎仙北市に保護者の住所がある方
- ◎義務教育を修了している方
- ◎心身に健康で学業成績優秀な方
- ◎経済的理由で修学困難な方
- 貸与限度額(月額)/
- ◎大学(短大、専門学校、大学院含む) 4万円以内
- ◎高校 2万円以内
- 提出書類/
- ◎奨学資金奨学生申請書
- ◎合格通知書または入学、在学を証明できる書類(各学校指定様式)
- ◎世帯全員の住民票(市民課、各地

- 域センター窓口)
- ◎世帯全員の所得証明書(税務課、各地域センター窓口)
- ◎在学学校長の推薦書
- ◎学業成績証明書
- 申請書類請求・提出先/市教育委員会(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所
- ※様式は市のホームページ『申請書ダウンロード』からも印刷できます。
- 貸与期間/平成27年4月～卒業の月
- 申込期間/2月9日(日)～3月31日(月)
- ※奨学生に決定した方は、面接を行います。
- 問合せ/教育指導課(角館庁舎) ☎(43) 33082